

多利思北孤は難波で裴世清を迎えた

服部静尚

1、『隋書』を徹底して読む

(1)『隋書』成立の背景

『隋書』は貞観3年(629)唐のあの※魏徴等に編纂の命が出され、貞観10年に成立した。倭国との交流と併せて時系列で追う(表1)と、隋使裴世清の派遣から28年後、唐使高表仁の派遣から5年後にこの正史は完成している。当然『隋書』には、隋使裴世清がもたらした情報が倭国伝(ここでは以下倭を倭と記す)に盛り込まれており、さらに唐使高表仁のもたらした情報とも照らし合わせての記述と考えられる。

※魏徴は、李世民(唐の2代皇帝太宗)に仕えた。『資治通鑑』によると、太宗に対して何度も諫言し、その死の際に太宗は「魏徴没、朕亡一鏡矣一魏徴が没して私は(自らをかえりみる)鏡を亡くした一」と漏らしたと伝わる程信頼を得ていた人物である。

(表1)

西暦		記事
600年	開皇20年	多利思北孤が隋の高祖(楊堅)へ遣使を送る。
607年	大業3年	多利思比孤が2度目の遣使を送り、隋の煬帝に朝貢する。
608年	大業4年	煬帝は裴世清を倭国へ派遣する。
618年	武徳元年	隋が滅び、唐の李淵が即位する。
629年	貞観3年	『隋書』編纂の命が出される。
631年	貞観5年	倭国使が唐に朝貢する。そして答使高表仁が送られる。
636年	貞観10年	『隋書』が成立する。

(2)『隋書』巻81列伝46東夷の各国の地理的描写と隋の1里

以下に示す東夷伝各国の地理的描写を見ると、琉球国および倭国についてはその距離が示されているが、高句麗・百済・新羅・靺鞨については距離記載が無い。これらは旧知の距離であって、琉球・倭国は新しく得た情報ということであろう。高句麗・百済についてはその国の大きさも※里数で記されている。

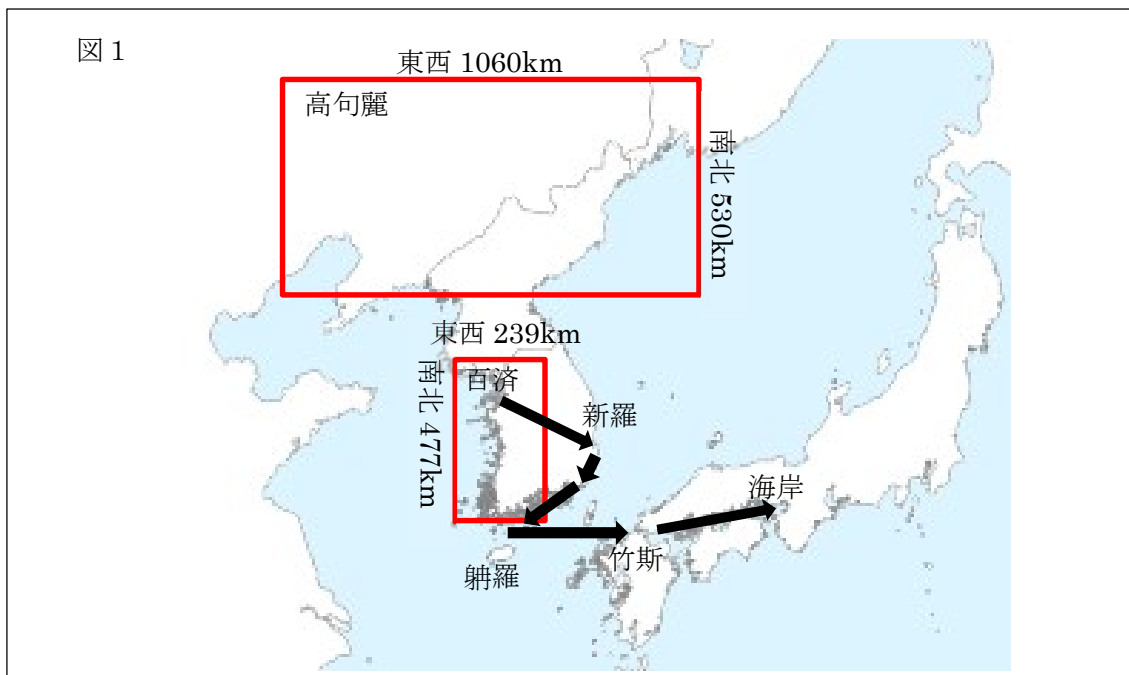
※曹魏および劉宋時代の現存する「ものさし」正始弩尺24.3cm・骨尺24.7cmに対して、巻16志第11律曆上に「平陳後廢周玉尺律、使用此鉄尺律以一尺二寸即為市尺」とあるので、 $24.5\text{cm} \times 1.2 = 29.4\text{cm}$ 、300歩1里、 $29.4\text{cm} \times 6 \times 300 \div 1000 = 530\text{m}$ 、隋の1里は約530mと推測される。

高句麗の東西2000里南北1000余里は、東西1060km南北530km余りとなる。百済の東西450里南北900余里は、東西239km南北477km余りと、この推測値で概ね合致する。(図1)

そして、倭国伝に「在百済新羅東南水陸三千里」とある。当然「倭国は百済・新羅の東南の水陸行1590kmの所にある。」ということである。続いて「古云去楽浪郡境及帯方郡並一萬二千里」と3000里と矛盾する12000里が出てくるのだが、こちらは「古云」と断っており

『三國志』倭人伝の「自郡至女王國萬二千餘里」の引用であろう。

推測するに「三国志は楽浪・帯方郡から 12000 里としているが間違っており実際は百済・新羅から 3000 里の所にある」もしくは「三国志は魏晋朝の短里で 12000 里とするが、今の里で 3000 里の所にある」との記述で、魏徴は魏晋朝の短里を理解していた可能性もある。



- ◆高麗之先出自夫餘。(中略) 朱蒙建國自號高句麗以高為氏。(中略) 其國東西二千里南北千餘里。都於平壤城亦曰長安城東西六里隨山屈曲南臨涓水(ばいすい：鴨綠江か)。復有國內城(丸都城か)、漢城並其都會之所其國中呼為三京。(後略)
- ◆百濟之先出自高麗國。(中略) 開皇初其王餘昌遣使貢方物拜昌為上開府帶方郡公百濟王。其國東西四百五十里南北九百餘里南接新羅北拒高麗。其都曰居拔城(泗泚城か)。(後略)
- ◆新羅國在高麗東南、居漢時樂浪之地或稱斯羅。(後略)
- ◆靺鞨在高麗之北、邑落俱有酋長(後略)
- ◆流求國居海島之中當建安郡東、水行五日而至。土多山洞。(後略)
- ◆倭國在百濟新羅東南水陸三千里、於大海之中依山島而居。魏時譯通中國三十餘國皆自稱王。夷人不知里數但計以日其國境東西五月行南北三月行各至於海其地勢東高西下。都於邪靡堆、則魏志所謂邪馬臺者也。古云去樂浪郡境及帶方郡並一萬二千里、在會稽之東與儋耳相近。漢光武時遣使入朝自稱大夫。安帝時又遣使朝貢謂之倭奴國。(中略) 明年(608年)上遣文林郎裴清使於倭國。度百濟、行至竹島、南望倭羅國、經都斯麻國、迴在大海中。又東至一支國、又至竹斯國、又東至秦王國、其人同於華夏以為夷洲疑不能明也。又經十餘國 達於海岸。自竹斯國以東皆附庸於倭。倭王遣小德阿鞞臺從數百人設儀仗鳴鼓角來迎。後十日、又遣大禮哥多毗從二百餘騎郊勞。既至彼都。(中略) 氣候溫暖草木冬青、土地膏腴(こうゆ)水多陸少。(中略) 有阿蘇山其石無故火起接天者、俗以為異因行禱祭。(後略)

(3) 『隋書』が示す倭国の都はどこか

百済および新羅から東南約 1590km というのは起点が曖昧であるが、推測するに百済の都泗沘から新羅の都慶州を廻ってと言う所であろうか。この「水陸三千里」は大業 4 年 (608) に派遣された裴世清が辿った道程であることに疑いようがない。ここで、魏徴らも熟知していたであろう『三国志』倭人伝の情報と併せてこの道程を考える。

- ① 裴世清が辿った道程「度百済、行至竹島南望舩羅国、經都斯麻国迴在大海中。又東至一支国、又至竹斯国、又東至秦王国（中略）、又經十余国（中略）達於海岸」を、原文改訂せずに読めば、現在の地名で次のようになる。

◆忠清南道扶餘郡（泗沘）から、慶州へ、

◆南に舩羅国つまり濟州島を望むのだから、濟州島の北（全羅南道の巽竹島か）へ、

（釜山辺りから対馬方向に船出すると海流に流され、出雲・北陸辺りに着くので、この海岸沿いに巽竹島へ西行する航路は妥当である。）

◆ここから対馬を経て東へ壱岐、筑紫から豊前（または周防）へ、

（秦王国がどこかについては諸説あるが、筑紫より東の国であることが絶対条件である。

「しんおう」の発音から周防（現在の山口県）の可能性はある。あるいは秦から逃れてきた秦韓国人の末裔とされる新羅系渡来氏族・百済系渡来氏族としての豊前秦氏があるので、豊前の可能性もある。両者とも筑紫の東に位置する。）

◆さらに瀬戸内海の十余国を経て海岸（難波）に到着したことになる。

（筑紫から東へ、豊前もしくは周防を経由して十余国。この十余国は必ずしも秦王国の東で無くとも良いとする論者がいるが、文脈から少なくとも概ね東方の方角にある十余国に限定される。東から北、あるいは南、あるいは西に方向転換したのであれば必ず記載がある。そうでなければこの報告を聞いた者はいきなり迷子になってしまう。豊前もしくは周防を経由して、さらに東へ十余国を廻って海岸に着くのであるから、これは瀬戸内海の両岸の国を経由して難波に着いたと解釈せざるをえない。）

◆誤解無きように念を押すが、決して奈良県の大和では無い。道程は「岸」で終り、その後「倭王遣小徳阿輩臺從數百人設儀仗鳴鼓角來迎。後十日、又遣大礼哥多毗從二百餘騎郊勞。既至彼都」とする。「岸」に到着後隋使は移動していない。そして「我々は既に倭国の都に到着している」と言う。内陸部（通説に言う大和）には至っていない。この岸＝難波で多利思北孤は隋使を出迎えたと解釈せざるをえないのである。（図 1）

- ② 現代の地図上で裴世清の道程距離を追うと、泗沘⇒慶州まで約 310km、慶州⇒釜山⇒巽竹島まで約 370km、巽竹島⇒博多まで約 360km、博多湾岸まで約 1040km となる。

尚、当時の韓半島南東部は新羅の領地であるので、それを踏まえて「百済・新羅の東南」と記述した可能性もある。その場合、慶州を経由せずに泗沘⇒釜山となり、その分道程距離は短くなる。当時の道路事情が不明であるので、いずれにしても概略の計算で 1000 km 前後と考えられる。ここでは以下約 1040 km として計算する。

1590km－1040km＝550km、博多湾岸から 550km となるので、目的地は当然九州島内で

はない。博多⇒豊前まで約90km、豊前⇒瀬戸内両岸の中継地を巡って⇒難波まで約500kmで小計590km、合計1630kmであって、水陸1590kmに概略合致する。

原文改訂せずに裴世清の道程を確認し、地図上でその道程距離を算出すると、まさに原文通りの「水陸三千里」であったのである。

- ③ 蛇足になるが、「又経十余国（中略）達於海岸」を、内陸部を十余国経由して海岸に着いたと解釈される論者がいる。しかし、その解釈は成立しない。当然目的地は倭王の居る都であってそれは陸地にある。もし、海岸沿いに都があったとすると、陸行して都に着き、その更に向こう側に海岸があるわけだから、海岸に達すれば都を通り過ぎていて

『隋書』を全検索すると、ここ以外に「達於海岸」あるいは「海岸」という表現は見られない。巻67列伝第32裴矩伝※には「達於西海」とある。裴矩は大業元年（605）年『西域図記』（逸文）を著わし、「利は西海に盡き、珍異多く産し、西海と交流する者は貿易の利を得る。」と西海までの道程を示して、煬帝に西域諸国との関係改善と、交易拡大を勧めた。この記述の終着点つまり目的地は西海（地中海）であり、故に「達於西海」とする。陸行して目的地が海なので海岸に達して到着となるのだが、目的地は海なので、（北道・中道・南道の3路で、ともに）海に達したとするのである。

一方、河を渡り河岸に達したと言う記述はある。海岸に達したという表現は水行での表現なのだ。海岸の向こう側に都があるので海岸に達した所で目的地に到着となる。つまり、東の方向へ十余国を水路で巡って、その後海岸に達したということなのである。

※發自敦煌至於西海凡為三道各有襟帶。

北道從伊吾、經（略）突厥（略）、度北流河水、至拂菻國（東ローマ帝国）、達於西海。其中道從高昌、焉耆（トルキスタン）、龜茲（ウイグル）、疏勒、度蔥嶺（パミール高原）、又經鉞汗、蘇對沙那國、康國、曹國、何國、大小安國、穆國、至波斯、達於西海。其南道從鄯善、於闐（ウイグル）、硃俱波（カルガリク）、喝槃陀（タシュクルガン）、度蔥嶺、又經護密、吐火羅、挹怛、帆延、漕國、至北婆羅門、達於西海。其三道諸國亦各自有路南北交通。其東女國、南婆羅門國等並隨其所往諸處得達。

- ④ 海岸に倭王が居た、つまり都があったとしたが、実は『隋書』は倭国の都の位置を明確に示していない。「海岸に着いて、既に彼の都に至った」とするのである。道程がここで終わっているのだから、海岸付近に倭王の在所があって、そこで倭王と裴世清が対面したのである。

では、なぜこのような曖昧な記述をしたのであろうか。想像するしかないが、隋使は予備知識を仕込んで筑紫に都があると考えて倭国に来たのであろう。ところが倭王はそこに居らず、謁見のため瀬戸内海を越えた難波の上町台地まで案内された。そして、確かに倭王の出迎えを受けたのだが、そこは未だ都と言うほどには整備されていなかったのではないか。次項に述べるが、（『日本書紀』の記述と併せると）その後隋使は筑紫に

再度案内され、そこが都であることを確認したと見える。しかし倭王が居たのは難波（彼らの常識は王が居る所が都だ）。これをどう表現するのか、そう考えると隋書倭国伝のこの記述「既至彼都」は肯けるのである。

尚、隋使の到達点を難波とする点、野田利郎氏（注1）の先行論文がある。野田氏は隋の東の国境、遼東半島の営口付近を「水陸三千里」の起点とする（ただし、野田氏はその後、「水陸三千里」は倭国の大きさと論を翻された。）が、言及なしに国境を起点とする距離記述は他に見られない。また、野田氏は『隋書』西域伝の吐谷渾の例をあげて、「『竹斯国より以東は皆倭に附庸する』の自〇〇以東に基準点の〇〇は入らない。」とし、竹斯国が倭国には含まれないとするが、これは誤解釈である。『隋書』高麗伝には「次固徳赤帯、次李徳青帯、次對徳以下皆黃帯」と、明らかに基準点を含む用例がある。含まれないとするなら對徳位の人は何色の帯をするのか。魏志倭人伝にも「自女王國以北 其戸数道里可得略載」とあって、女王国の戸数、道程は記載されている。明らかに基準点を含む用例である。

つまり、竹島以降の道程解釈については本稿と同じであるが、他は全く異なる。この違いによって、2項以下倭国全容の見方が変わってくるのである。

2、『日本書紀』と照合すると隋使の全道程が見える

(1) 推古紀における隋使（原文は唐使）の動向を伝える記事を抽出する。

（尚、干支日表記を数字日に変換する他、漢数字も変換する。）

- ① 推古16年（608）4月、小野臣妹子至自大唐、唐国号妹子臣曰蘇因高。即大唐使人裴世清・下客12人從妹子臣至於筑紫。遣難波吉士雄成、召大唐客裴世清等。
- ② 為唐客更造新館於難波高麗館之上。
- ③ 6月15日、客等泊于難波津、是日以飾船30艘迎客等于江口安置新館。於是、以中臣宮地連烏磨呂・大河内直糠手・船史王平為掌客。
- ④ 8月3日、唐客入京。是日、遣飾騎75匹而迎唐客於海石榴市衢。額田部連比羅夫、以告礼辞焉。
- ⑤ 8月12日、召唐客於朝庭令奏使旨。時阿倍鳥臣・物部依網連抱2人為客之導者也。於是大唐之國信物置於庭中。時使主裴世清親持書兩度再拜言上使旨而立之。
其書曰「皇帝問倭皇、使人長吏大禮蘇因高等至具懷。朕欽承寶命、臨仰區宇、思弘徳化、覃被含靈、愛育之情、無隔遐邇。知皇介居海表、撫寧民庶、境内安樂、風俗融和、深氣至誠、遠脩朝貢。丹款之美、朕有嘉焉。稍暄比如常也。故遣鴻臚寺掌客裴世清等、稍宣往意、并送物如別」。時阿倍臣出進以受其書而進行。大伴嚙連迎出承書、置於大門前机上而奏之。事畢而退焉。
- ⑥ 8月16日、饗唐客等於朝。
- ⑦ 9月5日、饗客等於難波大郡。
- ⑧ 9月11日、唐客裴世清罷歸。

(2) 『隋書』と比較して隋使の動向を整理する。

608年の隋使派遣の月日を『隋書』は記していないが、①によると4月に筑紫に着いたとある。②で隋使のために難波に新館を造営させる。③隋使は6月15日に難波津に到着し、倭国側はこれを江口で飾船30艘の出迎えし新館に案内した。つまり、隋使来訪の情報を聞いた倭王は、これを迎える新館を造り始めさせ、隋使は筑紫着から1ヶ月以上かけて「又東至秦王國(中略)又經十餘國 達於海岸」と、難波津に着岸し飾り船で出迎えを受け完成した新館に案内された。ここで倭王と対面したのであろう。

次に、④8月3日初めて隋使は入京し、倭国側は海石榴市の巷において飾騎75匹で出迎える。難波到着後1ヶ月半、もし京が大和であれば時間がかかり過ぎであり、飾り馬でのあらためての出迎えも不自然である。まして、国書を携えた国使がこのような長期間待たされるとは考えにくい。7世紀初頭のこの時期には(九州北部を除いて)大和に京と言える都市遺跡は無い。経過日数とあらためての出迎えは、隋使が難波から瀬戸内海を経て筑紫に戻ったとすれば妥当である。隋使は筑紫の都に入京したのであろう。

隋使は筑紫の朝廷で⑤8月12日国書を奏上し、⑧9月11日帰国の途につく。この1ヶ月間で倭国国情を具に見聞し、阿蘇山の噴火にもその際に遭遇したのであろう。

(3) 鴻臚寺掌客としての裴世清の来訪は無い

ここで、『隋書』608年の隋使記事と『日本書紀』推古16年唐使記事を同じ記事として検証する場合、隋使裴世清の官名が『隋書』文林郎に対して⑤『日本書紀』鴻臚寺掌客と違っている点に触れなければならない。

当初、煬帝は秘書省従八品文林郎の裴世清に正九品鴻臚寺掌客を兼任させて派遣したと考えていたが、これは間違いであることに気付いた。

先ず、『隋書』卷27志第22百官中、および志第23百官下によると、鴻臚寺および典蕃署は蕃客(外国からの客)の朝會を掌る役所であって、そこには海外派遣の任務は無い。

唐代(『新唐書』)の鴻臚寺典客署掌客の職掌も、「掌送迎蕃客、顯蒞館舍。(蕃客の送迎を掌る。後半の四字の意味は、もっぱら・行方・屋敷・建物なので、蕃客館での蕃客接待というところか)」とある。つまり、文林郎の裴世清に蕃客接待役の掌客を兼務させるその理由が無いのである。例えば現代で言うと内閣官房の役人に、わざわざ外務省儀典賓客室(訪日する外国賓客の接遇を職務とする)官を兼任させて海外派遣させないだろう。兼任させる理由が無いということである。

『唐六典』卷18鴻臚寺には、鴻臚寺卿・少卿の職務の一つに「諸蕃を冊封する際の派遣」を挙げており、実際に大業4年突厥に派遣された鴻臚卿の史祥(表2)の例があるとの反論があるかも知れない。しかし、これは卿・少卿(長官・副長官)の職務であって、典客署および掌客の職務では無い。隋代の外国派遣使節を(表2)に示すが、鴻臚寺典客署の役人を外国に派遣した例は『日本書紀』が言う裴世清以外に皆無なのだ。なお、(表2)は石暁軍氏の文献(注2)を参考にして一部訂正・追加を加えて作成した。

派遣年代	氏名	派遣先	官職	兼任官職
開皇 1 (581)	元暉 鄭撫	突厥 陳	太僕卿 正三	散騎侍郎 正五
開皇 3 (583)	薛舒 曹令則	陳 陳		散騎常侍 從三 散騎常侍 從三
開皇 4 (584)	薛道衡 徐平和・虞慶 則・長孫晟	陳 突厥 突厥	開府儀同三司・尚書 右僕射・車騎將軍	散騎常侍 從三
開皇 5 (585)	元契 李若	西突厥 陳	上大將軍 從二	散騎常侍 從三
開皇 6 (586)	裴豪	陳	散騎常侍 從三	
開皇 7 (587)	楊同 長孫晟	陳 突厥	車騎將軍 正五	散騎常侍 從三
開皇 8 (588)	程尚賢 長孫晟	陳 突厥	車騎將軍 正五	散騎常侍 從三
開皇 10 (590)	韋洸 王景	嶺南 嶺南	柱國襄陽郡公 正 二 上開府東萊郡公 從 三	
開皇 11 (591)	若干洽	吐谷渾	通事舍人 從六	
開皇 12 (592)	宇文弼	吐谷渾	刑部尚書 正三	
開皇 13 (593)	長孫晟	突厥	車騎將軍 正五	
開皇 17 (597)	牛弘・蘇威・斛 律孝	突厥 突厥	太常卿・納言・民部 尚書	
開皇 19 (599)	柳謩之 長孫晟・李景・ 柳謩之	吐谷渾 突厥 突厥	光祿少卿 正四 驃騎將軍・開府儀同 三司・光祿少卿	散騎常侍 從三 散騎常侍 從三
開皇中	長孫平	突厥	工部尚書 正三	
大業初	裴矩 杜行滿・韋節	吐谷渾他 西域	黃門侍郎 正四 司隸從事・侍御史	
大業 3 (607)	朱寬 長孫晟	琉球 突厥	羽騎尉 從九 武衛將軍 從三	
大業 4 (608)	裴世清 崔君肅 常駿・王君政 史祥 朱寬	倭国 西突厥 赤土 突厥 琉球	文林郎 從八 司朝謁者 從五 屯田主事・虞部主事 鴻臚卿 從三 羽騎尉 從九	(鴻臚寺掌客正九)
大業 7 (611)	韋節 席律	西突厥 百濟	侍御史 正七 尚書起部郎 正四	
大業 9 (613)	王世儀	新羅	(不明)	
大業中	李昱	波斯	雲騎尉 正九	

(表 2)

もう1点、先に想定した「実務を担当する鴻臚寺掌客のような官職を兼任させて、あるいは仮官として付加して派遣する」というような例は隋代において無かった。

(表2)を見ていただきたい。隋代においては「散騎常侍」もしくは「散騎侍郎」の兼任以外に仮官・兼任は存在しない。この「散騎常侍」は、皇帝の側近として詔や命令を伝達する職務官名である。(統一前の隋にとって同格とも言える)南朝陳への使者(本来の官職不明だが)に「散騎常侍」を兼任させている。これはこの使者が皇帝の真意を伝えているのだと相手に示すためであろうと考えられる。尚、南朝陳から隋へ送られた使者も同じ「散騎常侍」の兼任が見られる。

そして同じく散騎常侍として吐谷渾および突厥に派遣された柳謩之は、いずれも皇帝の娘=公主をそれぞれの王へ降嫁させる際の護送任務である。故にこれも吐谷渾王および突厥王への同様のアピールであろう。鴻臚寺掌客の兼任とは全く異なる。

実は、唐の武則天時代以降になると、遣外派遣使節に仮官を兼任させることが頻繁に行われる。しかし、隋および唐初には皆無なのである。つまり、『日本書紀』が記す文林郎に鴻臚寺掌客を兼任させるような事例は、隋代には見られないのである。これは7世紀末までの唐においても同様である。

(表2)の通り、隋代において外国派遣された人物は、常時外交に携わっていないと思われる職掌、官職の人物がほとんどであって、鴻臚寺掌客を外国派遣した例がないこと、鴻臚寺掌客を兼任させた例もないことを示した。なるほど唐の送使高表仁も新州刺史(新州という地方の長官)であった。つまり隋も唐も常時外交の職務(外国客の接待役)を担う部署の人を夷蛮の地へ派遣している例は無いのである。少なくとも、中国国内にいて海外客の接待をする鴻臚寺掌客を派遣するような事例は中国史書には見受けられない。

つまり、鴻臚寺掌客が送使として派遣されたという『日本書紀』の記事が怪しいということになる。

(4)「鴻臚寺掌客」および「小野妹子」の部分は書き換え加筆されている

それではなぜ、『日本書紀』に鴻臚寺掌客が現われるのであろうか。想像するしかないが、天皇家家臣だった小野妹子が中国に着いた際に、鴻臚寺の掌客が接待したのではないか。

そして、小野妹子のこの報告を九州王朝史書からの盗用記事に付け加えたというのが真相ではないか。この点については正木裕氏(注3)が書かれている。つまり、これらの記事は九州王朝史書から盗用されたのち、これをベースにして書換えや加筆がされたことになる。この点留意が必要である。推古紀16年唐使記事は概ね『隋書』と整合性のとれる内容を含んでいる中で、「鴻臚寺掌客」以外にも次に挙げる疑問点、おそらく編纂時の書換え加筆によると考えられるものがある。

(イ)大隋を大唐と書き換えている。もちろん逆に、年次の方が変えられていて大唐が正しいという見方も可能であるが、これだと『隋書』と大きな相違が生じる。まずは隋・唐の書き換えと見るべきである。

(ロ) 小野妹子を蘇因高とするが別人ではないかという疑問がある。そうであれば妹子の記事部分は加筆と考えられる。何よりも妹子が国書を失った話しが決定的に怪しい。隋使が来訪しているのだから、彼裴世清が国書を持参するのが当然であり、これとは別に妹子に国書を与えるとは考え難い。明らかに加筆であろう。

(ハ) 出迎えた人物、隋側が記録する小徳阿輩臺・大札哥多毗の名が見えない。これとは別の吉士雄成・中臣宮地連烏磨呂・大河内直糠手・船史王平・額田部連比羅夫を出迎えた人物を加筆している。あるいは、『隋書』の 200 余騎に対して 75 騎と規模が違っていることから、この出迎え記事そのものが加筆である可能性も考えられる。

(注 1) 『倭王の都への行程記事を読む―「隋書」倭国伝の新解釈―』野田利郎、古田史学会報 158 号。および『「隋書」の「水陸三千里」について』野田利郎、古田史学会報 168 号。

(注 2) 『隋唐外務官僚の研究―鴻臚寺官僚・遣外使節を中心に―』石曉軍、2019 年。

(注 3) 『「壹」から始める古田史学・31』正木裕『古田史学会報』165 号、2021 年 8 月発行。